

貸与制について

1 司法修習の意義

- (1) 司法修習の必要性－実務教育の主要部分を担う不可欠のプロセス
- (2) 国による修習の運営
修習専念義務に基づく全力での修習

2 給費制の趣旨と内容

- (1) 司法修習生が修習期間中の生活の基盤を確保して修習に専念できるように、修習の実効性を確保するための一つの方策として、国庫から一定額の給与を支給
- (2) 給与月額 20万4200円＋諸手当

3 貸与制導入の趣旨

- (1) 貸与制導入に至る経過（資料1～3）
- (2) 貸与制導入の趣旨
国民の理解を得つつ、修習に専念できる環境を確保するための措置
 - ① 新たな法曹養成制度の整備や日本司法支援センター（法テラス）の創設等、新たな財政負担を伴う司法制度改革の諸施策を進める上で、限りある財政資金をより効率的に活用し、司法制度全体に関して合理的な国民負担（財政負担）を凶る必要があること
 - ② 給費制創設当初と比較して、司法修習生が大幅に増加しており、新たな法曹養成制度の整備に当たり、司法修習生の増加に実効的に対応できる制度とする必要があること（資料4）
 - ③ 公務員ではなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは、現行法上、異例の制度であること
などから貸与制を導入。

4 貸与制の内容（資料5）

- (1) 資力要件なし、無利息
- (2) 貸与額
- (3) 保証人
- (4) 返還方法
- (5) 返還の猶予・免除（資料6）

5 貸与制の暫定的な停止

衆議院法務委員会決議（資料7）

6 その他（資料8～12）

司法制度改革審議会意見書

— 21世紀の日本を支える司法制度 —

平成13年6月12日

司法制度改革審議会

4. 司法修習

- 新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。
- 給費制については、その在り方を検討すべきである。
- 司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。

(1) 修習の内容

新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加（前記第1「法曹人口の拡大」参照）に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。

なお、新司法試験実施後の司法修習のうちの集合修習（前期）と法科大学院における教育との役割分担の在り方については、今後、法科大学院の制度が整備され定着するのに応じ、随時見直していくことが望ましい。

(2) 給費制の在り方

修習生に対する給与の支給（給費制）については、将来的には貸与制への切替えや廃止をすべきではないかとの指摘もあり、新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべきである。

(3) 司法研修所

司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。

意見の整理

新たな法曹養成制度の整備に当たり、司法修習生に対して給与を支給する制度（給費制）に代えて、国が司法修習生に対して貸付金を貸与する制度（貸与制）を平成18年度から導入することとする。貸与制の具体的制度設計については、次の点に留意するものとする。

- 1 貸付額については、司法修習生が修習に専念する義務を負うことを考慮した額とすること。
- 2 返還は10年程度の年賦等による分割払とし、繰上返還も認めるほか、事情に応じて返還猶予を認めるものとする。
- 3 返還期限が経過するまでは無利息とすること。
- 4 具体的な返還免除や返還猶予のあり方については、関係機関の意見をも踏まえつつ、引き続き検討すること。
- 5 貸付金に係る国の債権管理、事務処理などについては、アウトソーシングなどによる効率化を図ること。
- 6 司法修習生に対して旅費（実務修習地と司法研修所との往復など）を支給するものとする。

（少数意見）

川端委員は、「給費制は、厳しい専念義務の下での充実した修習の基盤となり、また公益的活動を支える使命感醸成の効果ももたらしているものであり、経済的事情から法曹への道を断念する志望者が出ることを防ぐためにも、なおこれを堅持すべきである。」との少数意見を述べた。

司法修習生に対する貸与制について

- 1 司法修習生が修習に専念することができるようにするため、国（最高裁判所）が司法修習生に対し、その申請により、修習資金（仮称。以下同じ。）を貸与するものとする。
- 2 修習資金は、返還期限が経過するまでは無利息とする（返還期限を経過したときは、延滞利息を付すものとする。）。
- 3 貸与額については、司法修習生が修習に専念することができる水準の額とし、数段階の貸与月額を設定して、司法修習生が選択する額を貸与するものとし、扶養家族を有し住居を賃借している司法修習生は相応分を加算した額の貸与を受けられるものとする。
- 4 修習資金の返還については、修習終了後数年間は返還を据え置き、その後10年間の年賦等による均等返還とするが、繰上返還も認めるものとする。
- 5 被貸与者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となったときは、その返還の期限を猶予することができるものとする。
- 6 被貸与者が死亡又は精神若しくは身体の故障により修習資金を返還することができなくなったときは、その全部又は一部の返還を免除することができるものとする。
- 7 司法修習生に対し、旅費を支給するものとする。
- 8 修習資金の貸与制は、平成18年秋から開始される新司法修習（新司法試験の合格者に対する修習）から導入するものとする。なお、貸与制の導入までに既に修習を開始した司法修習生については、経過措置として、給費制を継続するものとする。
- 9 貸与制の制度設計については、法律（裁判所法）上はその骨格を規定し、貸与額等の制度の詳細は最高裁判所規則で規定する。

平成15年度予算の編成等に関する建議（抄）

平成14年11月20日

財政制度等審議会

10. 司法制度改革〔資料10参照〕

司法機能の充実・強化に当たっては、法曹人口の増大や迅速な紛争解決を実現する司法制度改革に係る国民の負担を軽減するため、訴訟手続等に関して制度・運用面の改善を可能な限り行うこと、弁護士報酬の透明化・合理化を図ることなどとともに、既定の予算の見直しを行うことが必要である。

既定の予算の見直しについては、例えば、司法修習生手当に関して、各種の公的給与・給付の見直し等を踏まえ、受益と負担の観点等から、早期に給費制は廃止し、貸与制への切替えを行うべきである。

〔資料 10〕

司法修習生手当（給費制）の見直しの必要性

司法修習制度は、国民の権利義務に大きな影響を与える司法を支える法曹を統一的に養成する観点から、給費を支給して実施されているものであるが、

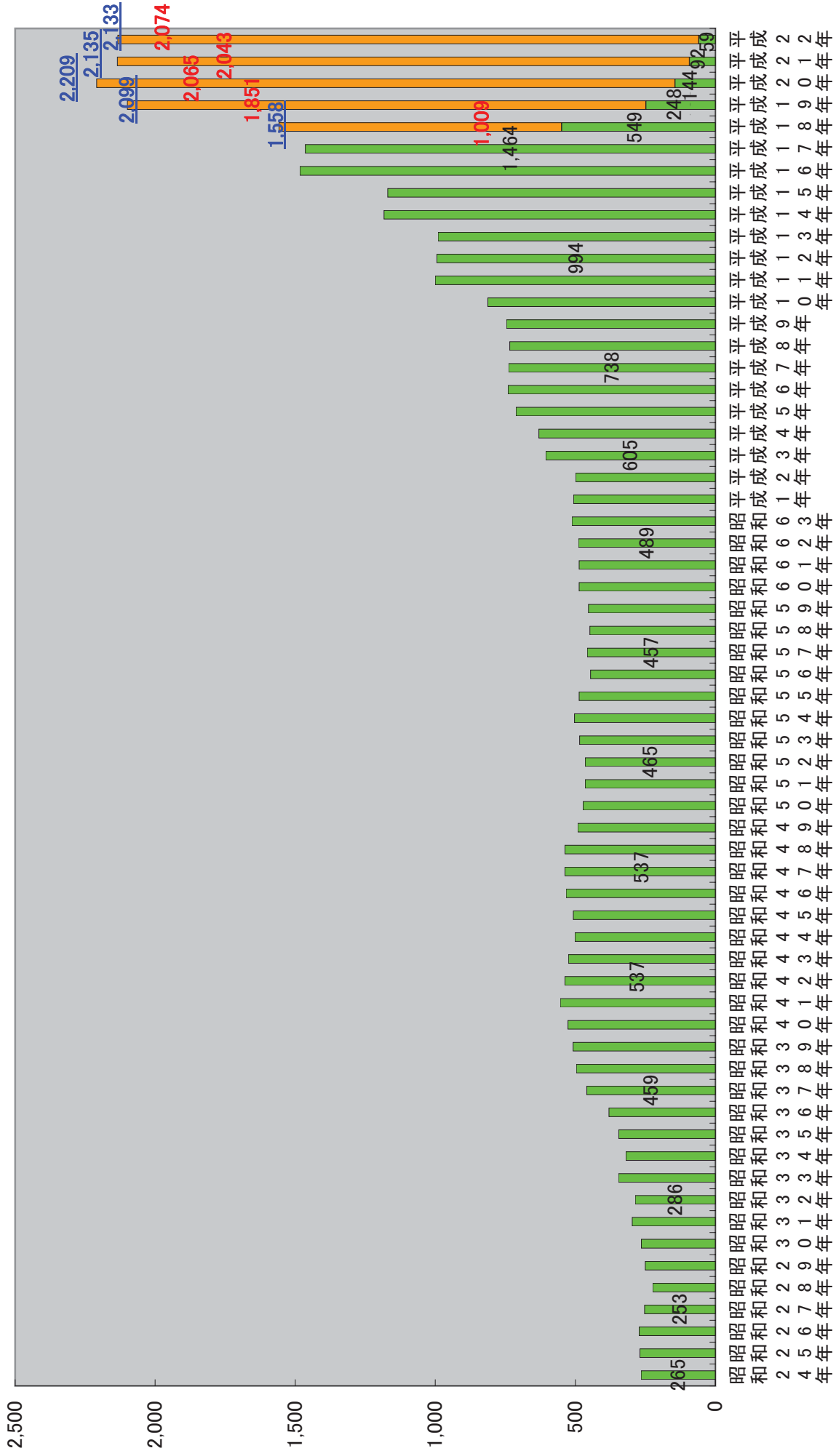
- 国家公務員の身分を持たない者に対する給与の支給は、極めて異例の取扱い（公費の在り方が厳格に問われるようになった今日、説明が困難ではないか）
- 司法修習は個人が法曹資格を取得するためのものであり、受益と負担の観点からは、必要な経費は修習生が負担するのが筋
- 現行の給費制は法曹人口が希少であった戦後間もなくに導入されたものであるが、法曹人口に係る情勢は大きく変化（また、現下の厳しい社会経済情勢や各種の公的給与・給付の見直し等に照らしても妥当といえるか）

（注）司法試験合格者数 昭和24年：265 → 平成16年：1500 → 平成22年頃：3000

（*）司法修習1年半の公費負担（修習生一人当たり）は、義務教育9年間のそれ（子供一人当たり、約750万円）を上回る
〔約900万円、施設整備費を除くもの
うち 司法修習生手当・共済負担金 約650万円〕

- ◎ 司法修習生手当については、各種の公的給与・給付の見直し等も踏まえ、受益と負担の観点等から、できるだけ早期に給費制は廃止し、貸与制への切替えを行うことが適当ではないか。

司法試験合格者の推移



■ 旧司法試験 ■ 新司法試験

貸与制の内容について

資力要件	なし
利 息	なし ※返還期限を経過したときは、年14.5%の延滞利息が付される。
貸与額 (月額)	23万円(基本額) 扶養家族あり／住居の賃借－25万5000円 扶養家族あり＋住居の賃借－28万円 基本額未満の額の貸与希望－18万円
保証人	自然人2人又は指定金融機関の連帯保証
返還方法	修習期間終了後5年間据置き、その後10年以内の分割返還 ※繰上返還することも可能
返還の猶予	災害、傷病その他やむを得ない理由により返還することが困難となったとき
返還の免除	貸与を受けた者の死亡又は精神若しくは身体の障害により返還することができなくなったとき

各種公的貸付制度等の返還条件

貸与基準	返還条件	返還	猶予	返還の免除
司法修習生に対する修習資金貸与	・修習期間終了後5年間据置 ・その後10年間で分割返還	災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となったとき		死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなったとき
日本学生支援機構等による奨学金事業	経済的理由により修学に困難がある優れた学生等	災害又は傷病により学資金を返還することが困難となったとき、その他政令で定める事由があるとき(具体的には、次のとおり) 1 一般猶予：災害、傷病・失業・経済困難(注)等により奨学金の返還が困難になった場合 返還期限が猶予(無利息)されることがある。 (注)経済困難 給与所得者：年間収入金額300万円以下目安 給与所得者以外：年間所得金額200万円以下目安 2 在学猶予：大学、大学院等の在学中は、「在学届」の提出により返還期限を猶予。		○死亡による免除 ○精神若しくは身体の障害による免除
自衛隊法による自衛隊学生に対する貸付制度	医・歯・理・工学専攻の学生で修業後専攻の学術を応用し自衛隊に勤務しようとする者	(なし)		○在職期間が4年を超え、かつ、貸与期間の1.5倍以上 ○死亡又はは心身障害による等の場合
矯正医官修習生による矯正医官修習資金貸与制度	医学専攻の学生で、修業後矯正施設(刑務所、拘留所、少年院等)に勤務しようとする者	災害、疾病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難であると認められる場合等	災害、疾病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難であると認められる場合等	○3年以上矯正施設に勤務(貸与期間の1.5倍以上在職すれば全額免除) ○在職中の死亡又はは心身障害による場合
公衆衛生修習生に対する公衆衛生修習資金貸与制度	医学又は歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとする者	災害、疾病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難であると認められる場合等	災害、疾病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難であると認められる場合等	○保健所等に医師又は歯科医師としての在職期間が、貸与期間の2分の3以上 ○公務による死亡又はは公務に起因する心身の故障による免除
(参考) 国の債権管理に関する法律		次の場合、履行期限の延長が可能(原則として、要担保・有利息) ① 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき ② 当該債務の全部の一時履行が困難であり、かつ、履行期限の延長が徴収上有利であると認められるとき ③ 災害、盗難等により、当該債務の全部の一時履行が困難であるため、履行期限の延長がやむを得ないと認められるとき 等		左の①の場合で、当初履行期限から10年経過後もなお無資力で弁済の見込みがない場合等



衆法委百七十六第一号

平成二十二年十一月二十四日

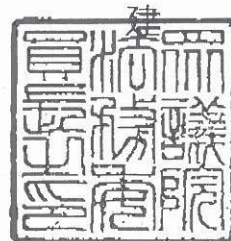
衆議院法務委員長 奥田

法務大臣

仙谷由人殿

本委員会において「裁判所法の改正に関する件」について、別紙のとおり決議した。

右参考送付する。



裁判所法の改正に関する件

政府及び最高裁判所は、裁判所法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 改正後の裁判所法附則第四項に規定する日までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

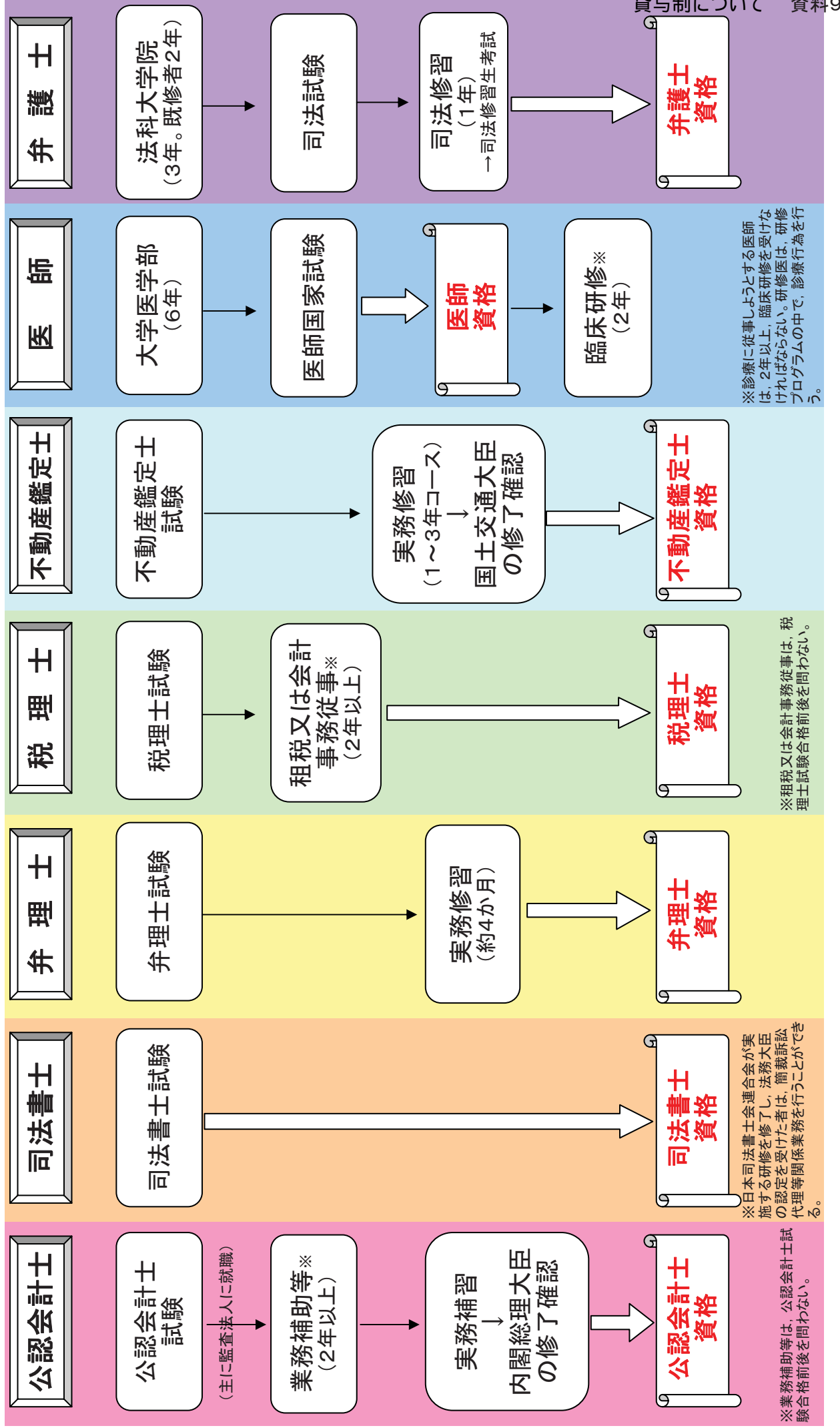
二 法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。

右決議する。

他の公的な研修制度

	目的	身分	終了後の進路	支給	期間
防大 衛校	陸上・海上・航空の各自衛隊の幹部自衛官となるべき者の教育訓練	防衛省職員	自衛隊に勤務	学生手当等の支給 (卒業後任官を辞退した場合の償還制度導入する方針)	4年
防大 衛医学校	医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練	防衛省職員	自衛隊に勤務	学生手当等の支給 (卒業後9年以上隊員として勤務しない場合、償還義務あり)	6年
税大 務校	税務職員に対する必要な研修等	税務職員	引き続き税務職員として勤務	給与の支給	(個々の研修による。)
警大 察校	上級幹部に対し必要な知識、技能、指導能力及び管理能力を修得させるための教養等	警察官	引き続き警察官として勤務	給与の支給	(個々の教養課程による。)
航大 空校	航空機の操縦士の教育訓練	学生 (非公務員)	民間企業等への就職等	なし	2年

専門資格の取得過程の比較



司法修習制度と医師臨床研修制度との比較

	司法修習制度（貸与制）	医師臨床研修制度
貸与・支給	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与（修習に専念するための資金） ・月額23万円（事情により、月額18万円・25.5万円・28万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与（労働の対価） （・額については、個々の雇用契約の内容による。）
支払者	国（最高裁判所）	勤務（研修）先の病院
資格	法曹資格なし	<ul style="list-style-type: none"> ・医師免許あり ・研修プログラムの中で診療行為可能（独立開業不可）
研修費用	国が負担	<p style="text-align: center;">勤務（研修）先の病院が負担</p> <p>※臨床研修実施の体制・環境整備のために国が補助金を交付する。 （ただし、研修医の人件費は含まない。）</p>
専念義務	<p style="text-align: center;">あり</p> <p>○裁判所法第67条第2項 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">あり</p> <p>○医師法第16条の3 臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならない。</p>

参 照 条 文

○裁判所法（昭和22年法律第59号）・抄

（※第67条の2の規定は、平成23年10月31日までの間は、適用しない。）

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

- ② 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。
- ③ 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条の二（修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

- ② 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。
- ③ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。
- ④ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

○【参考】平成16年法律第163号による改正前の裁判所法・抄

（※給費制のときのもの）

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

- ② 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。
- ③ 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

○司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成21年最高裁判所規則第10号）

（貸与申請の方式等）

- 第一条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号。次条第一項及び第六条第二号において「法」という。）第六十七条の二第一項に規定する申請（以下「貸与申請」という。）は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書（以下この条及び次条第一項において「貸与申請書」という。）を最高裁判所に提出してしなければならない。
- 2 貸与申請書には、第四条第一項第一号に掲げる者を保証人に立てる場合にはその者の保証書を、同項第二号に掲げる金融機関を保証人に立てる場合には当該金融機関に保証を委託する旨を記載した書面を添付するほか、最高裁判所の定める書面を添付しなければならない。
- 3 貸与申請書の提出は、司法修習生の採用の申込みをした者もすることができる。

（修習資金の貸与の方法）

- 第二条 修習資金（法第六十七条の二第一項に規定する修習資金をいう。以下同じ。）は、貸与申請がされた日（貸与申請書を提出した日が同項に規定する修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間（以下この項及び第七条において「修習期間」という。）の開始の日前であるときは、当該開始の日に貸与申請がされたものとみなす。）の属する貸与単位期間（修習期間をその開始の日又は各月においてその日に相当する修習期間内の日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日）から各翌月の修習期間の開始の日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日）の前日（当該前日が修習期間内にないときは、修習期間の末日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）の次の貸与単位期間（貸与申請がされた日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）に係る分からこれを貸与する。
- 2 修習資金は、次条の規定により各貸与単位期間ごとに定められる額の修習資金を、最高裁判所の定める日までに、最高裁判所の定める方法により交付して貸与するものとする。ただし、貸与申請に係る事実を確認することができない等の事情があるため、修習資金をその日までに交付することができないときは、その日後に交付することができる。

（修習資金の額）

- 第三条 修習資金の額は、一貸与単位期間につき二十三万円（以下この条において「基本額」という。）とする。

- 2 修習資金の貸与を受けようとする者又は修習資金の貸与を受けている司法修習生が、次の各号に掲げる場合において、修習資金の額の変更を申請したときは、修習資金の額を一貸与単位期間につき当該各号に定める額に変更する。
 - 一 基本額未満の額の修習資金の貸与を希望する場合 十八万円
 - 二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（同項第一号に掲げる配偶者及び同項第二号に掲げる子を除く。）がある場合 二十五万五千元
 - 三 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている場合 二十五万五千元
 - 四 前二号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 二十八万円
- 3 前項の規定による修習資金の額の変更を受けた者が、更に同項各号に掲げる場合に該当するものとして修習資金の額の変更を申請したときは、修習資金の額を一貸与単位期間につき当該各号に定める額に変更する。
- 4 前二項の規定による修習資金の額の変更を受けた者が、修習資金の額の基本額への変更を申請したときは、修習資金の額を基本額に変更する。
- 5 前三項の規定による申請は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書を最高裁判所に提出してしなければならない。
- 6 前条第一項の規定は、第二項から第四項までの規定による修習資金の額の変更の申請があった場合について準用する。
- 7 第二項各号（第一号を除く。）に定める額の修習資金の貸与を受けている司法修習生が、当該各号に掲げる場合に該当しないこととなったときは、当該該当しないこととなった日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間（その日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）以降に係る修習資金の額を基本額に変更する。ただし、同項第四号に掲げる場合に該当しないこととなった者が同項第二号又は第三号に掲げる場合になお該当するときは、当該各号に定める額に変更する。

（保証人）

- 第四条 修習資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの者を保証人に立てなければならない。
- 一 自然人二人
 - 二 一の金融機関（最高裁判所の指定するものに限る。）
- 2 前項に規定する保証人は、修習資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十一条の規定は、修習資金の貸与については適用しない。

（貸与申請の撤回）

第五条 貸与申請をした者は、最高裁判所の定める撤回書を提出することにより、いつでも将来に向かって貸与申請の撤回をすることができる。

（修習資金の貸与の終了）

第六条 修習資金の貸与を受けている司法修習生について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、当該事由が生じた日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間（その日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）以降に係る修習資金を貸与しないものとする。

- 一 前条の規定による撤回をしたとき。
- 二 法第六十八条の規定により罷免されたとき。
- 三 死亡したとき。
- 四 第四条第一項に規定する保証人を欠くに至った後相当の期間内に同項に規定する保証人を新たに立てなかったとき。
- 五 その他最高裁判所の定める事由が生じたとき。

（修習資金の返還の期限等）

第七条 修習資金の返還の期限は、修習期間の終了した月の翌月から起算して五年を経過した後十年以内で最高裁判所の定める日とし、その返還は、年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、最高裁判所の定めるところにより繰上返還をすることを妨げない。

（期限の利益の喪失）

第八条 修習資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、前条の規定にかかわらず、最高裁判所の請求に基づき、その指定する日までに、返還未済額の全部を返還しなければならない。

- 一 正当な理由がなくて修習資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったとき。
- 二 第六条第四号に掲げる事由が生じたとき。
- 三 次条に規定する返還明細書を提出すべき日までにこれを提出しなかったとき。
- 四 その他最高裁判所の定める事由が生じたとき。

2 修習資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生

じたときは、前条の規定にかかわらず、直ちに返還未済額の全部を返還しなければならない。

- 一 第六条第二号に掲げる事由が生じたとき(最高裁判所の定める場合を除く。)
- 二 強制執行を受けたとき。
- 三 租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。
- 四 財産について競売の開始があったとき。
- 五 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき。
- 六 その他最高裁判所の定める事由が生じたとき。

(返還明細書の提出)

第九条 修習資金の貸与を受けた者は、その貸与申請に係る修習資金の最後の貸与単位期間の末日までに、最高裁判所の定める事項を記載した返還明細書を最高裁判所に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第六条の規定により修習資金を貸与しないものとされた場合には、最高裁判所の指定する日までに、前項に規定する返還明細書を最高裁判所に提出しなければならない。

(延滞利息)

第十条 修習資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修習資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(修習資金の貸与及び返還に関する書面の提出)

第十一条 最高裁判所は、修習資金の貸与を受け、又は受けようとする者及びその保証人又は保証人となるべき者に対し、この規則に定めるもののほか、最高裁判所の定めるところにより、修習資金の貸与及び返還に関し必要と認める書面の提出を求めることができる。

(補則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

平成16年裁判所法改正法案の国会質疑における 司法制度改革推進本部の答弁

1. 貸与制導入の趣旨

(問(要旨) 今回の改正による貸与制の導入は、例えば司法ネットの問題、裁判員の問題等の司法制度全般の改革の中で、今回は多少我慢してもらうということとなったという点を、国民に分かりやすく丁寧に説明することが不可欠かと思うが、この点についての大臣の所見を問う。)

○南野知恵子法務大臣 法曹を質、量ともに充実させるために、司法修習生の大幅な増員が求められております。また、このたびの司法制度改革を実現していくに当たりましては、国民の負担を伴うことについてその理解を得ていく必要があるかと思っております。

このたびの貸与制への移行ということにつきましては、このような状況にかんがみまして、単に財政事情が厳しいからというのではなく、国民のための司法制度改革全体を実現するため、財政資金をより効率的に使っていこうとするものであるというふうに思っております。

(問(要旨) 貸与制導入の趣旨について、司法ネットの整備、裁判員制度の導入、法科大学院の設立などで大きな財政負担が生じるということは事実であろうかと思うが、財政上の理由がやや強調され過ぎるのではないか。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) (略) まず、今回、改革審議会の方で、法曹人口を大幅にふやしていこう、こういう政策を決めているわけでございます。それに伴いまして、それを実現するためにはどういうシステムが必要かということから、新しい法曹養成制度が構築されて、順次その案が成立しているわけでございますけれども、いわば、法科大学院と司法試験と司法修習、この三つを連携して、これからふえていく修習生を質を落とさずに育てていこう、こういう政策をとったわけでございます。

これに関しましても、それなりの財政負担が当然伴うものでございます。これ以外に、先ほど御指摘ございましたように、裁判員制度あるいは司法ネット等、本当に、これを実現していくためにはそれなりの資金が必要になってくるわけでございます。

これにつきましては、まさに税金を使わせていただくことになるわけでございまして、国民の負担という問題があるわけでございます。この国民の負担につきまして、やはり国民の方々の理解を得なければならないだろうということでございます。その理解を得るという点につきましては、我々としても、お願いするものはお願いする、しかし、自分たちで努力できるものは努力してそこを合理化していく、こういう姿勢が大事であるということになるわけでございます。

そういう点から考えた場合に、この給費制度の問題につきましては、これは戦後間もなくの創設当初に比較して、修習生が大幅に増加するということでございます。当初は二百名台でございました。そういう状況の変化があるということ。それから、公務員でなく、公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは、現行法上かなり異例の制度であるということから、給費制を維持することについてもさまざまな批判もございました。

このような状況を総合的に我々としては勘案いたしまして、給費制を維持することについて、国民の理解を得ることはもう現状では困難であるということでございます。

そういう点を考えて貸与制に移行するというにしましたものでございます。

ですから、最後にまとめて言えば、単に財政事情が厳しいからというだけではなくて、やはり、司法制度改革を実現するために財政資金をより効率的に投入する趣旨、これで貸与制に移行するということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

2. 給費制の趣旨

(問(要旨) 給費制が採用された理由を問う。)

- 山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) (略) 法曹として活動するのに必要な一定水準の能力等を修得するために、国は国費をもって修習というものをやっているわけでございます。したがって、修習生はやはり修習に専念する義務、これを負いまして、それから兼職とか兼業、これが原則として禁止されているわけでございます。

給費制は、その法曹の職務の重要性にかんがみまして、司法修習生が生活の基盤を確保して修習に専念することができるようにして、その修習の実効性を確保するための一つの方策として採用されたものと理解をしております。

3. 統一修習の理念

(問(要旨) 仮に給費制が廃止されたとしても、統一修習の理念は変わらないものと考えているが、この点の所見を問う。)

- 山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) ただいま委員から御指摘ございましたけれども、私もその点は同感でございまして、今回、給費制から貸与制に変わるということにはなりますけれども、統一修習の理念、この必要性、大切さ、これは今後も変わらないというふうに理解をしております。その発言がまさに、給与はなくなりませんが、国家で修習をする、これはやはりそれなりの大切さ、これを認めてやるわけでございまして、今後もこれが続いていくというふうに理解をしております。

4. 諸外国の制度

(問(要旨) 諸外国で修習生に対して給与というのが支給されているのか、仮に実例があれば御紹介いただきたい。)

- 山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) ドイツと韓国が、これは支給、給費制を取っております。それ以外のところにつきましては司法修習がないところもございまして、そういうところは関係ないわけですが、それから修習が分離されているところもあります。

そういうことで、様々な態様を設けているわけでございますけれども、現在、そのドイツと韓国、これと私どもの日本と同じ制度を設けていたわけでございますけれども、今回それと違ったのは、ドイツも韓国も司法試験、大学を出て司法試験受かって修習に入るところまでは同じなんですが、今回、我々のような法科大学院、こういうものを設けていないわけで、ワンステップ、ステップが違うわけでございまして、今回我々は非常に手厚く、法科大学院も出る、それから修習も行うと、両方持っているわけでございます。そういう関係から、やはりその掛かってくる費用が大分違うということがもう事情として出てくるということでございます。

5. 貸与額

(問 (要旨) 貸与額は大体どんな辺りを一応予定しているのか。その額は何を根拠にして決められているのか。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) 基本的な考え方は、現行の給費制での支給水準との連続性を考慮いたしまして、司法修習生が生活の基盤を確保し、修習に専念することができる程度の額ということでございます、抽象的にはですね。具体的には、これは最高裁判所の方の規則で定められるということになるわけでございますけれども、そこと協議はしておりますけれども、大ざっぱな言い方をさせていただきたいと思っておりますけれども、大体三ランクぐらいに分けるというイメージでございます。

それで、まず司法修習生の必要、あるいはその返還の負担を考慮いたしまして月額二十三万円程度、これを基本的な貸与額といたしまして、もう少し少なくてもいいという方もおられますので、その希望する人には更に十八万円程度の貸与額と、この二つをまず設けます。これは自由に選んでいただくということでございます。それから、これ以外にもう一つのランクがございます、例えば扶養家族があったり、それから住居を賃借しているという場合もあるわけでございますので、そういう場合には、その基本的な二十三万円の貸与額に更に相応額を加算をいたしまして最高二十八万円まで貸与することができるというような、三つのランクを今大体イメージをしているところでございます。具体的にはこれから最終的に決めていくということでございます。

6. 貸与要件

(問 (要旨) 貸与制では、修習資金の貸与を受けるための資力要件は課されておらず、無利息で貸与をするということであるが、司法修習生を優遇し過ぎているのではないか。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) (略) 今度、私どものこの今、制度でございますけれども、これについて資格要件を設けず無利息でということでございますけれども、特に資格要件を設けないということは、資格要件を設けますと、そこで、その資力のあるなしで、その認定が入るわけでございますと、そうなりますと、本当に安心して修習をしていただけるかどうかという点で、やっぱり腰が据わらない修習になるおそれがあると。やはり腰を据えてきちっとした修習をしていただきたいというそういう理念から、その貸与の要件、これについては設けないということにしたわけでございます。それから、将来的にはみんな公的な業務を担っていただくわけでございます。そういう関係で、ここで一生懸命磨いてほしいという思いを込めまして利息も付さないということ考えているわけでございます。

7. 返還方法

(問 (要旨) 修習資金の返還については、法科大学院の奨学金の返還などにも十分に配慮することが必要ではないか。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) この点については、最終的には最高裁判所の規則で定められることとなりますが、現在考えている大きな点だけについて申し上げたいと思っておりますけれども、まず、御指摘のような点を配慮して、修習

の終了後、数年間修習資金の返還を据え置くということをもまず考えております。それから、その後、据置期間の後、十年間の年賦によって返還をする。こういうふうな非常に返しやすい配慮をしているわけでございますので、これによってそれほど金額の返還がきつくなるということはないだろうというふうに理解をしております。

8. 返還の負担

(問(要旨) 弁護士等の法曹関係者になった以上、修習資金をほぼ間違いなく返せるということがこの法案の前提にあるように思うが、一方で、弁護士の数を増やし、一人当たりの弁護士報酬が減るようにも思われるし、弁護士報酬規程の撤廃されると聞いている。この二律背反する状況をどう説明されるか。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) 確かにこれから法曹人口増えていくわけでございますけれども、これは、今ある状態で増えていくということを考えればそのとおりでございますけれども、社会にはまだまだ法的な需要がかなりあるはずでございます。こういうものをもっともっと掘り起こしていく必要がある。それから、法律家が大量に生まれても、必ずしもその弁護士、裁判官ではなくて、会社の関係でやってみたり、あるいは公務員でやってみたりと様々なところで活躍をしてほしいということでございますので、そういう流れからいって、大量に人が増えるからといって非常に職業的に厳しくなるという状況ではないだろうというふうに考えております。

それから、報酬の件は、確かに昨年の通常国会で弁護士法の改正によりまして会則でその報酬を定めてはならないということになりました。しかしながら、そのことによって、じゃ大幅にその報酬体系が動いているかということ、そうではないという実態でございます。そういう点からと、それから返済については、かなり猶予期間あるいはその返済の年限、こういうことで配慮をしておりますので、無理なく返していただけるのではないかというふうに考えております。

9. 返還免除

(問(要旨) 検討過程で、司法ネットの常勤弁護士となった場合、過疎地域で活動する弁護士となった場合、裁判官、検察官に任官した場合について、それぞれ一定期間勤めると修習資金の返還を免除するということが検討されたと聞いているが、返還免除の制度を設けなかった理由を問う。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) ただいまの御指摘の点は、私どもの検討会でも最後の最後までいろいろ議論があったわけでございます。最終的にはこれを取り入れないということにしたわけでございますが、その主な理由でございますけれども、免除の対象となる職種を合理的、客観的に切り分けること、これが實際上困難であるということと、それから、進路にかかわらず法曹三者を統一的に養成するという統一修習の理念、これとの関係でどうなのかという二つのポイントがございました。こういう点から今回は取り入れないということでございます。

先ほど、例えば僻地に勤務した者をどうするかという御指摘もございました。これは、僻地に勤務する者というのはいろいろなパターンがございまして、まず、裁判官、検察官でも、当然あればそこへ行くということでございますし、それから司法ネットで行く人もいるかもしれません。これ以外に、例えば日弁連でもみずからの努力で、ひまわり基金ということで僻地に事務所を設けて活動されている方もおります。それ

から、みずからの意思で退職後そういうところに行かれる方も現におられるわけでございまして、そういう方々をどういうふうに切り分けていくかということが極めて難しいということから、最終的にはこのようになったということで御理解を賜りたいと思います。

10. 法曹志願者への影響

(問(要旨) 給費制の問題について、経済的負担を受験生に非常に過大に負わせることになり、法曹を希望する人たちが広く日本全国から法曹を希望することができなくなる、貧富の差によって希望もできなくなるといった意見もあるが、この点についての所見を問う。)

○南野知恵子法務大臣 今までの制度は、いわゆる給料をいただきながら弁護士になろう、そういった若いファイトを燃やしていただけていたと思います。先生も本当にその若さですてきな弁護士になられたとも思いますし、それは、三回ではけしからぬとおっしゃいますが、一つの歯どめになろうかと思っておられる。

また、そういった恵まれた環境にいる人だけが司法の立場に立つということは、これは貸与制でございますから、そういうことでは限定されないのではないかと。勉強したい方は、どうぞお金を借りて、しっかり勉強してください、それについての返済制度というものも本当に十分見ながら、一律の規定を設けていますよ、これは逆に喜ばしい方法の制度になっているのではないかなというふうに思います。

その制度、この改革が実現した暁には、うんとうんと立派な、質量ともに兼ね備えた弁護士さんたちが国民の方々のニーズにこたえていただけるだろうと思います。そして、それは都市だけでなく、地方にも僻地にも頼りたい弁護士さん、国民はそう思っておりますので、どうぞ、人間性をプラスしながら、弁護士の専門性という問題に切磋琢磨して育ていただく方が養成されるべきであると思っております。

以上でございます。

(問(要旨) 経済的事情から法曹になるのを断念せざるを得ないということにならないのかと、こういう不安に対する所見を問う。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) 法科大学院で借りの場合、当然でございます。このたびの改正で月額二十万円まで借りられるようにいたしました。これで三年間で計算をしますと、七百二十万という計算が出てまいります。普通二十万あればどうにかなるのかなと。それ以外に教育ローンというものがありますので、それを借りるともっと行くということにはなりますけれども、二十万円で七百二十万円、それからこの修習の関係で三百万円が加わると、これ大体一千万円ということになります。奨学金の方は二十年年賦で払うということでございます。そういう長さがあるということと、私ども、その修習資金の返還につきましては据置期間を設けまして更に十年ということでございます、それなりの配慮をしているつもりでございます。

両方がダブるとき少しきつい期間があろうかと思っておりますけれども、それにしましても最終的にその収入の中から返していけない額ではないだろうという理解をしております、そういう、余り無理な計画であれば法曹を断念するというおそれもございませうけれども、そこまで至らないところであろうという理解をしております、これがあるからといって法曹を断念することのないように、是非一杯優秀な方に来ていただきたいというふうに思っております。

11. 弁護士の公益性への影響

(問(要旨) 弁護士も含め、法曹は、社会や国民のために職務を行う者であり、給費をもらわなければ公益性を確保できないというのは余りにも志が低いと考えるし、弁護士の公益性は給費制によって担保されるものではないと考えるが、この点についての所見を問う。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) 確かに御指摘のとおり、その弁護士の公益性、これは職務から出てくるものでございまして、給費から出てくるものではございません。したがいまして、どういう状態であってもやはり弁護士さんのその公的な業務についてはきちっと果たしていただいて、国のためあるいは社会のために活動をしていただきたいというふうに思っております。

今回の点について、貸与制にいたしますけれども、据置期間を置いて、十年年賦でございまして、年間三十万円程度ということになるわけでございます。月二万五千円という単位でございます。したがいまして、これが弁護士の活動に大きな足かせになるとということにはならないだろうと我々は理解をしております。